

壬生町空家解体事業補助金について

老朽化した空家が町民の生活環境に深刻な影響を及ぼさないよう、倒壊等のおそれのある空家の解体と土地の利活用を促進し、町民の生活環境の保全と地域の活性化を図るため、空家の解体工事費の一部を補助します。



対象となる空家

町内にある空家で、次のすべてに該当するもの。

- ・居住その他の使用がされていないことが常態である（１年以上使用されていない）もの。
- ・昭和５６年５月３１日以前に着工された住宅（戸建住宅又は併用住宅）
- ・個人が所有するもの（営利目的で所有している住宅でないこと）
- ・所有権以外の権利が登記されていないこと。
- ・倒壊等のおそれがある、または老朽化が進行し、修繕が困難な状態であること。
- ・公共事業等の補償の対象となっていないこと。



補助対象者

空家の解体を実施しようとする者で、次のすべてに該当すること。

- ・空家の所有者、空家の所在する土地の所有者又は相続人（権利関係者全員の同意があること）
- ・国税、都道府県税、市町村税を滞納していないこと。
- ・壬生町暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと。（補助対象者及び世帯員全員）
- ・この補助金を受けた者がいないこと。（補助対象者及び世帯員全員）

補助金額

補助対象工事に要する経費の $1/2$ （１,０００円未満切り捨て）とし、予算の範囲内で交付し、５０万円を限度とします。

補助対象工事

空家の全部を除去し、空家等の所在する土地を更地にする工事とし、解体工事業者（建設業法の許可又は建設リサイクル法に基づく栃木県知事の登録を受けた事業者で壬生町内に事務所・事業所を有する法人又は個人事業主）に請け負わせるもの。

ただし、次のいずれかに該当する工事は除きます。

- ・対象者が空家法に基づく勧告を受けている場合
- ・補助金交付決定前に着手した工事
- ・他の制度による補助金の交付を受けようとする工事
- ・空家の一部のみを解体するもの
- ・舗装・浄化槽等の地下埋設物等の解体工事



（注）この事業は再利用できない危険な空家を解体し、生活環境の保全や地域の活性化を図ることを目的としていますので、自宅の敷地内にある離れ・納屋・旧住居等や補助基準を満たさない空家の解体は対象となりません。

申請方法

補助金交付申請前に事前調査を行いますので、

空家を解体する前（工事前）に建設課にご相談ください。



事前調査申請受付期間

令和5年5月8日（月）～~~令和5年9月29日（金）~~

～令和5年10月31日（火）

期間延長
しました

問い合わせ先

壬生町建設課住宅係

☎0282-81-1849

〒321-0292 壬生町大字壬生甲3841番地1